

学費補助金(神奈川県)の申請をお忘れなく!

授業料や入学金の保護者負担を軽減する制度です。
申請を希望する場合、**裏面の期日までに、必ずご申請ください。**

(昨年申請した方も**再度手続きが必要**です。)

補助対象となるかわからない場合でも、念のため申請することをお勧めします。
所得区分をご自身で確認しなくても申請いただくことができます。

【所得区分と補助額】

※①就学支援金(国)は、既にご案内済みです。

	所得区分	授業料補助		入学金補助	補助上限額 ※6	
		①就学支援金(国)	②学費補助金(神奈川県) ※2			
年収目安(モデル世帯) ※5	生活保護世帯	令和6年1月1日現在で生活保護	396,000円 (通信制 297,000円)	72,000円 + 通信制 171,000円	211,000円	授業料：468,000円 入学金：211,000円
	住民税非課税世帯	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円 ※3				
	270万円～ 590万円未満	154,500円未満	118,800円 +	349,200円	100,000円	授業料：468,000円 入学金：100,000円
	590万円～ 700万円未満	203,100円未満				
	700万円～ 750万円未満	227,100円未満				
	多子世帯※4	227,100円未満				
	750万円～ 910万円未満	304,200円未満	349,200円	349,200円	349,200円	授業料：118,800円
	多子世帯※4	304,200円未満				

- ※1 父母の合計額です。年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。
政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。
生徒の生年月日が平成20年1月2日から4月1日の場合は、計算方法が異なります。詳細はリーフレットP2をご確認ください。
- ※2 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は学費補助金の対象となりません。
- ※3 父母の合計額です。「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」では判定しません。
- ※4 23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯です。
- ※5 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。
- ※6 補助額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

◆ 授業料や入学金の返還方法は？

就学支援金や学費補助金は、学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。学校によっては、いったん授業料を納め、後日補助金等を返還する場合があります(返還の時期や方法は学校により異なりますので、補助金の受取方法等についての詳細は学校に直接お問い合わせください。)

制度や所得区分の確認方法等については、

「私立高等学校等の学費支援制度のご案内」リーフレット
にまとめていますので、併せてご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/7137/r6-leaflet.pdf>

(リーフレット)



学費補助金（県補助） ※ 生徒・保護者等とともに県内在住の方が対象

1 概要

年収約750万円未満（多子世帯は約910万円未満）の世帯に対して、授業料と入学金の負担を補助する県独自の制度です。生徒・保護者等とともに県内在住、かつ県内設置（通信制の場合、本部校が県内設置）の私立学校に通う生徒が対象となります。

※ 保護者等の片方が単身赴任により県外在住の場合でも対象となります。

※ 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象となりません。

2 申請方法

【全員必須】

○ 学費軽減申請書（第1号様式）

- 紙での申請が必要です。

【多子世帯の方のみ】

○ 健康保険証貼付台紙

- 世帯年収約700～910万円で、23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯のみ提出が必要です。（対象となるかわからない場合には、念のため提出することをお勧めします。）

【就学支援金を申請しない方のみ】

○ 生活保護受給証明書、又は（非）課税証明書

【転編入等により今年度入学された方のみ（1年生以外）】

○ 申告書

多子世帯向け支援を拡充しました

令和5年度まで

- 年収約800万円未満の多子世帯※を対象に授業料を実質無償化。
- ※ 15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）が3人以上いる世帯

拡充

令和6年度から拡充

- 年収約910万円未満の多子世帯※を対象に授業料を実質無償化＜年収上限引上げ＞。
- ※ 23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯＜年齢要件緩和＞

提出期限 令和6年7月1日(月)

提出先 横浜双葉学園 法人事務局(西校舎4F)

(ご提出は郵送でも構いません。別紙宛名紙をご利用ください。)